yamadai

最終更新日:2021年7月6日 株式会社山大

代表取締役社長 髙橋暢介

問合せ先:取締役管理部部長 髙橋茂之

証券コード:7426

http://www.yamadai.com

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

迅速な意思決定及び業務執行を行い、健全な経営を実現する観点から、経営の重要課題の一つと位置付けております。 当社は、法令遵守を基本として、全社的品質管理体制の統一した整備を推し進め、信頼と誠意ある管理体制を基礎として、安価で高品質な製品 製造体制とお客様第一主義で迅速かつ柔軟な営業体制の構築を、推進整備していく所存であります。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は原則通りすべて実施しております。

# 2.資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 エステ - トヤマダイン	297,200	26.75
須山木材 株式会社	57,100	5.14
鈴木 正利	44,100	3.97
株式会社 山友殖林	40,800	3.67
髙橋 恒	40,700	3.66
松澤 孝一	36,100	3.25
髙橋 武一	35,480	3.19
株式会社 七十七銀行	30,000	2.70
高橋 勝	26,840	2.42
ジャフコグループ 株式会社	20,200	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 支配株主に関する事項について該当事項がないため、特記すべき事項はありません。

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1) <sup>更新</sup>

正夕		会社との関係( )					)						
<b>戊</b> 苷	月1年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
髙橋 猛	他の会社の出身者												

## 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)<sup>更新</sup>

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙橋 猛		特になし	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当 社の経営に反映して頂〈ために選任しておりま す。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

# 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室との連携については、必要に応じて相互の意見、情報交換を行うなど連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

# 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
<b>一</b>	<b>周</b> ]生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	m	
長谷川 隆司	他の会社の出身者														
佐藤 光弘	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

# 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 隆司		有価証券報告書提出日現在、当社株式を800株保有しておりますが、これ以外に当社との間には人的、取引関係、その他の利害関係はありません。独立役員に指定取引先、社外役員の相互就任の関係先、寄付を行っている先の出身者ではありません。	税理士という専門性から専任しました。 独立役員指定理由 当社と同氏の間には取引関係は一切なく、また、当社の意思決定に対して不当な影響を与え得る特別な関係もないことから、中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
佐藤 光弘		当社との間には人的、資本的、取引関係、その他の利害関係はありません。 取引先、社外役員の相互就任の関係先、 寄付を行っている先の出身者ではありません。	税理士という専門性から専任しました。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
加立区長の八奴	' 11

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

#### 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業績と役員賞与、昇格を連動している。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」にて取締役および監査役への報酬を総額で開示しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 1.基本方針
  - ・優秀な人材を確保できる報酬とします。
  - ・企業業績と企業価値の向上を動機づける報酬とします。
  - ・透明性、公正性、合理性の高い報酬体系とします。
  - ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績等を踏まえて見直しをします。
- 2.報酬体系及び報酬決定の手続

取締役の報酬は、取締役会で代表取締役社長に一任して、代表取締役社長が決定し、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行います。

また、報酬の構成割合は、取締役会にて決定します。

取締役の報酬体系(社外取締役は固定報酬のみとする。)は、固定報酬と賞与から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されています。

賞与は、会社業績(前期、当期)及び個人業績に応じて、配分額と時期を取締役会で決定します。

監査役の報酬は、固定報酬のみとし、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

以 上

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役・社外監査役への取締役会の資料の事前配布及び説明は管理部が実施しております。
- ・社外取締役・社外監査役への情報伝達は監査役、管理部が担当しております。

# 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
髙橋 貞夫	最高顧問	当社の経営には比関与経験を踏 まえた適時的な助言をおこなう。	非常勤、報酬無	2020/6/26	あり

制度はありますが、現在対象者はおりません。

# 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社として、社外取締役を含めた取締役会における意思決定と業務執行を行いつつ、社外監査役を含めた監査役会、監査室、会計監査人における適正な監視を可能とすることで、透明かつ連携のとれた体制を構築しようと考えています。そのため、現状のガバナンス体制を採用し、今後もコーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう努めていきます。

なお、具体的な状況につきましては、以下のとおりです。

・業務執行・経営の監視の仕組み

当社の取締役会は、取締役7名(内、社外取締役1名)で構成しており、監査役3名(内、社外監査役2名)が出席して原則毎月1回開催し、経営の 基本方針、経営に関する重要事項等を決定しております。

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、業務執行等を充分監視できる体制になっております。

・内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(内部監査)

内部監査は、社長直轄の監査室(1名)が担当しており、業務監査等を実施しております。

(監査役監査)

監査役3名(内社外監査役2名)にて監査役監査を実施しております。なお、取締役会及びその他の重要な会議に出席しております。 (会計監査)

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。

なお当社と会計監査人との間には利害関係はありません。

# 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、豊富な経験と高い知識を有している社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。各々の専門性に基づき、企業活動の適法性・効率性に関して適切な助言・提言が行われており、経営監視機能の客観性、中立性が充分に確保されているとの判断から、現状の体制を採用しております。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明	
その他	実施しておりません。株主総会招集通知の早期発送を現在検討中であります。	

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自 る 説 明 の 無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、四半期報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、管理部であります。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全に直結する植林活動、バイオマス資源事業として工場生産による木材の再利用

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1)当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確約するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンスの精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。

また、管理部は、当社グループのコンプライアンスの取組みを統括し、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査します。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存します。

(3) 当社グループの損失の危険の管理、その他の体制

管理部部長が当社グループのリスクを総括的に管理します。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
- 1.役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置
- 2. 取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置
- 3. 取締役会による月次業績の検討と改善策の実施
- (5)当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ゲループ内企業から当社への報告および協議方法を整備し、ゲループ全体でリスク管理・業務の適正性を高めます。また、当社子会社に対しては、営業成績・財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けます。

(6)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査部門等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に従わなければならず、取締役の指揮命令を受けないものとします。

(7)取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱の禁止に関する体制

取締役または使用人は、監査役の求めに応じて職務遂行に関する事項を、また当社グループに重要な影響を与える可能性がある事項が判明したときは、その事項を監査役に報告します。この報告を行った者に対し、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(8)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席し、会計監査人等と連携をし、業務執行等を充分監視できる体制とします。また、監査役が その職務に関して、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに対応するものとする。

#### 整備状況

- (1)会社の機関の内容
  - ・監査役制度採用会社であるか委員会等設置会社であるかの別

当社は監査役制度を採用しております。

・社外監査役の選任の状況ならびに社外役員の専従スタッフの配置状況

社外監査役は監査役3名中2名であり、社外役員の専従スタッフは置いておりません。

・業務執行・経営の監視の仕組み

当社の取締役会は、取締役7名(内、社外取締役1名)で構成しており、監査役3名(内、社外監査役2名)が出席して原則毎月1回開催し、経営の基本方針、経営に 関する重要事項等を決定しております。

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、業務執行等を充分監視できる体制になっております。

(2)内部統制システム、リスク管理体制の整備状況

当社では、「職務分掌規程」「職務権限規程」等の規程の整備を図っており、各組織及び役職者等の役割及び責任を明確にしております。 業務の遂行状況につきましては、管理担当役員、監査役、内部監査室が監視しております。

また、顧問弁護士により、内部統制、リスク管理体制の充実・強化等について適切な助言を受けております。

(3)内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(内部監査)

内部監査は、社長直轄の監査室(1名)が担当しており、業務監査等を実施しております。

(監査役監査)

監査役3名(内社外監査役2名)にて監査役監査を実施しております。なお、取締役会及びその他の重要な会議に出席しております。 (会計監査)

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。

なお当社と会計監査人との間には利害関係はありません。

(4)会社と会社の社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役と当社との間には、人的、資本的、取引関係、その他の利害関係はありません。

(5)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当期は、以下の事を実施しました。

- ・コーポレート・ガバナンスの充実・強化のために、前記した事のさらなる徹底
- (6)内部管理体制の整備運用状況
- ・当社では「職務分掌規程」「職務権限規程」等の規程の整備をはかりっており、各組織及び役職者の役割及び責任を明確にしております。 管理部門は、総務課、財務課、経理課で構成され、営業部門に対する内部牽制が機能するように運営されております。 当期は、内部管理体制の整備運用のさらなる徹底を図ってまいりました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、企業活動における法令等の遵守を定めた「山大 倫理規程」に基づき、反社会的勢力および団体との取引は一切行わないことを基本的な考え方としております。

2.整備状況

当社では、反社会的勢力への対応は管理部が行い、関係行政機関等と緊密な連携関係を構築し、情報収集等に努めております。また社内においては、「山大 倫理規程」の徹底を行っております。

# 1. 買収防衛策の導入の有無

II	ロナ /本・	- 1-1-	~ >== 1	~ <del>/ / /////</del>
ĦUΥ	13万保	1页()	1) "早 /	への有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

- (1)当社では、情報管理担当部署を管理部とし、開示情報の一元管理を行い、開示前の社外への情報漏洩防止にも努めております。
- (2)重要な会社情報は、管理部長が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行います。

管理部長は、決定事実、決算情報については、代表取締役社長に報告し、取締役会承認後速やかに適時開示を行い、発生事実については、発生後速やかに適時開示を行います。

- (3) 当該情報は、管理部長の指示により、速やかに管理部を通して適時開示を行います。
- (4)適時開示に関しては、必要に応じ会計監査人から助言・指導を受けております。

